

名称	障害基礎年金	事後重症による障害基礎年金	基準障害による障害基礎年金	20歳前障害に基づく障害基礎年金
末尾	支給される	65歳に達する前日までに請求することができる	支給される(受給権はあるが、裁定請求しないと支給されない) (事後重症とは異なり、請求が65歳以降でも支給される)	支給される
支給要件	① 初診日において、次のa.b.のいずれかに該当したこと a. 被保険者である (1号・2号・3号・任意加入者・特例任意加入者もOK) b. 被保険者であった者で、国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である ② 障害認定日において、障害等級1・2級に該当している ③ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 初診日において、次のa.b.のいずれかに該当したこと a. 被保険者である (65歳以上ダメ。特例任意加入者ダメ。) b. 被保険者であった者で、国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である ② 障害認定日後、65歳に達する前日までの間に、障害等級1・2級に該当するに至った ③ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 基準傷病に係る初診日において、次のa.b.のいずれかに該当したこと a. 被保険者である (65歳以上ダメ。特例任意加入者ダメ。) b. 被保険者であった者で、国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である ② 基準傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する前日までの間に、初めて、基準障害と他の障害とを併合して、障害等級1・2級に該当するに至った ③ 基準傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 初診日が20歳未満(第2号被保険者を除く) ② 次のa.b.のいずれかの日において、障害等級1・2級に該当したこと a. 障害認定日後に20歳に達したときは、20歳に達した日 b. 障害認定日が20歳に達した日後であるときは、その障害認定日
支給されない者		・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者 ・旧障害年金(旧国年・旧厚年・旧共済)の受給権を有したことがある者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者 (基準障害＝初診日が後発のもの)	

名称	20歳前障害に基づく事後重症制度	障害基礎年金の支給に関する特例措置	障害基礎年金の支給に関する経過措置	その他障害(1・2級に該当しない程度の障害)
末尾	65歳に達する前日までに請求することができる	65歳に達する前日までに「20歳前の障害に基づく障害基礎年金」の支給を請求することができる	65歳に達する前日までに「障害基礎年金」の支給を請求することができる	65歳に達する前日までに年金額の改定を請求することができる (請求しないと受給権発生しない)
支給要件	① 初診日が20歳未満 (同日において被保険者でなかった者に限る) ② 次のa.b.のいずれかの日において、65歳前日までに障害等級1・2級に該当すること a. 障害認定日後に20歳に達したときは、20歳に達した日 b. 障害認定日が20歳に達した日後であるときは、その障害認定日	① 初診日が旧法時代(S36.4.1～S61.3.31)で、初診日において、被保険者(国年・厚年・船員・共済)であったこと ② その障害について障害年金(被用者年金各法に基づく年金給付を含む)の受給権を有したことがないこと ③ H6.11.9(又は同日の翌日から65歳に達する前日まで)において、障害等級1・2級に該当するに至ったこと	① H6.11.9前に障害年金(国年・厚年・共済)の受給権を有していたことがある者(同日に受給権を有する者を除く) ② その障害年金の支給事由となった傷病により、同日(又は同日の翌日から65歳に達する前日まで)において、障害等級1・2級に該当したとき	① 新たな傷病の初診日(障害基礎の支給事由となった障害に係る初診日後に初診日があるものに限る)において、次のa.b.のいずれかに該当したこと a. 被保険者である (65歳以上ダメ。特例任意加入者ダメ。) b. 被保険者であった者で、国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である ② 新たな傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する前日までに、障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害程度が、その障害基礎年金の支給事由となった障害程度より増進したこと ③ 新たな傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしていること
支給されない者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者であっても支給され ・旧法の受給権は消滅せず、新法の併合された障害基礎との選択受給となる	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者であっても支給され ・H6.11.8までは、65歳前でも失権していたので、そういった人を対象にした措置	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者 ・もともと障害等級1・2級の人なので、前の障害の要件は問われない

注意	新法施行前(S61.4.1)に障害福祉年金の受給権を取得している者のうち、S61.4.1に障害基礎の1・2級に該当する者については、障害基礎年金に名称・金額とも切り替えて支給されている。
障害認定日とは	「初診日から起算して1年6月を経過した日」又は「その傷病が治った日」のいずれか早い方をいう。
保険料納付要件とは	初診日の前日において、初診日の月の前々月までに被保険者期間があるときは、保険料納付済期間十保険料免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること。(40年の約2/3は25年)
保険料納付要件の特例	初診日がH38.4.1前にある障害については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに、保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間がないとき(直近の1年間に滞納がなかったらよいという意味)は、保険料納付要件を満たしていることとされる。ただし、初診日において65歳以上の者は適用されない。

障害基礎年金額	
障害等級 1級	780,900円×改定率×125/100 物価スライド特例措置: 780,900円×改定率が772,800円(平成26年4月)に満たないときは772,800円
障害等級 2級	780,900円×改定率
子の加算額 (1・2人目の子)	224,700円×改定率 (子1人につき) 物価スライド特例措置: 224,700円×改定率が222,400円(平成26年4月)に満たないときは222,400円
(3人目以降の子)	74,900円×改定率 (子1人につき) 物価スライド特例措置: 74,900円×改定率が74,100円(平成26年4月)に満たないときは74,100円
子の加算条件	受給権者によって生計を維持しているその者の子であって、次のa.又はb.に該当する子 (注: 初診日ではない・配偶者は加算されない) a.18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 b.20歳未満であって、障害等級1級・2級に該当する障害状態にある子 ※生計維持の認定基準: 受給権者と生計を同じくする者であって、年額850万円以上の収入を有すると認められる者以外のもの、その他これに準ずる者として大臣が定める者
加算額の増額改定	受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)を有するに至ったことにより、子の加算額の規定によりその額を加算することとなったときは、当該子を有するに至った日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定される
加算額の減額改定	子の加算額が加算された障害基礎年金については、子のうちの1人又は2人以上が次のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の翌月から、その該当するに至った子の数に応じて、年金額が改定される ①死亡したとき(子が) ②受給権者による生計維持の状態がやんだとき ③婚姻したとき ④受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき ⑤離縁によって、受給権者の子でなくなったとき ⑥18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級1・2級に該当するときは除く ⑦障害等級1・2級にある子について、その事情がやんだとき。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは除く ⑧20歳に達したとき(本人が20歳前障害もらえるから) ※労災では20歳になっても障害状態であれば支給停止されない
併給の調整	
併合認定	前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金が支給される (従前の障害基礎年金の受給権は、消滅する)
一方の障害基礎が支給停止の場合の併合認定	①期間を定めて支給停止されている障害基礎年金の受給権者に対してさらに障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、従前の障害基礎年金の支給を停止すべきであった期間、その支給は停止され、従前の障害を併合しない障害程度による障害基礎年金が支給される ②障害基礎年金の受給権者がさらに障害基礎年金の受給権を取得したときは、新たに取得した障害基礎年金が、労基法の規定による障害補償を受けられることができるときは、6年間支給が停止され、その停止されている期間、従前の障害基礎年金が支給される
併給調整の特例	旧法時(S61.4.1前)に支給事由の生じた障害年金(旧国年・旧厚年・旧共済)の受給権者に対して、さらに新法後(S61.4.1以後)の障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、旧法の受給権は消滅せず、旧法の障害年金か新法の併合された障害基礎年金かを選択受給することとなる
障害程度が変わった場合の年金額の改定	
①大臣の診査による場合	大臣は、受給権者の障害程度を診査し、従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、年金額を改定することができる
②受給権者からの改定請求による場合	大臣に対し、障害程度が増進したことによる年金額の改定を請求することができる (障害基礎年金の受給権を取得した日または大臣の診査を受けた日から「1年を経過した日後」でなければ、行うことができない)
③「その他障害」が生じた場合	障害基礎年金の受給権者が、新たな傷病により、さらに障害等級1・2級に該当しない程度の障害(「その他障害」という)の状態にある場合において、一定の要件に該当した場合は、その者は、65歳に達する前日までに年金額の改定を請求することができる(請求しないと受給権発生しない)
障害基礎年金の支給停止	
支給停止要件(いずれか)	①労基法の規定による障害補償を受けれるときは、6年間その支給が停止される ②障害等級に該当する程度の障害状態に該当しなくなったときは、障害状態に該当しない間、その支給が停止される
20歳前障害に基づく障害基礎年金の支給停止	
支給停止要件(いずれか)	①労基法の規定による障害補償を受けれるときは、6年間その支給が停止される ②障害等級に該当する程度の障害状態に該当しなくなったときは、障害状態に該当しない間、その支給が停止される ③恩給法に基づく年金給付(増加恩給等を除く)、労災法の規定による年金給付、その他の給付を受けることができるとき (上記が全額支給停止されてるときは、障害基礎年金は支給停止されない。また、上記の給付額が政令で定める額に満たない場合は、その差額相当額が支給される) ④刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき ⑤少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき ⑥日本国内に住所を有しないとき ⑦受給権者の前年の所得が、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで、その全部または2分の1(子の加算額は2分の1されない)が支給停止される。 (現況届 7/末なので、8月から改定する)
障害基礎年金の失権	
失権(消滅)要件(いずれか)	①死亡したとき ②厚年法に規定する障害等級1～3級に該当する障害状態に該当しなくなった者が、65歳に達したとき (ただし、65歳に達した日において、障害等級1～3級の障害状態に該当しなくなった日から起算して、障害等級1～3級に該当することなく、3年を経過しないときを除く) ③厚年法に規定する障害等級1～3級に該当する障害状態に該当しなくなった日から起算して、障害等級1～3級に該当することなく、3年を経過したとき (ただし、3年を経過した日において、65歳未満であるときを除く) ④併合認定された前の等級の障害基礎年金